

南砺市水素生成実証事業運営協議会規約

第1条（名称）

この協議会は、「南砺市水素生成実証事業運営協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

第2条（目的）

協議会は、西部清掃センター跡地における水素生成実証事業（以下「実証事業」という。）に関し、次に掲げる目的をもって運営する。

- (1) 周辺地域の安心・安全の確保。
- (2) 環境保全（排水・水質、大気、臭気、騒音・振動など）の基準遵守と継続的改善。
- (3) 住民への情報公開と説明責任の遂行。
- (4) 実証事業の円滑かつ適正な運営の確保。

第3条（事業）

協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 実証事業に必要な安全対策および環境基準に関する調査、評価、提言。
- (2) 実証事業の運営に係る助言、協力および改善提案。
- (3) 住民説明、広報、要望への対応方針の策定およびフォローアップ。
- (4) その他、協議会の目的達成に必要な事項。

第4条（組織及び委員等）

- 1 協議会は、別表1に掲げる者（以下「委員」という。）により構成する。
- 2 協議会は、必要に応じて、次に掲げる者を委員またはオブザーバーとして参画させることができる。
 - (1) 学識経験者。
 - (2) 関係行政機関・関係団体の代表。
 - (3) その他、会長が必要と認める者。
- 3 オブザーバーは発言権を有するが、議決権は有しない。

第5条（会長）

- 1 協議会には会長を置き、委員の互選により選任する。
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

第6条（会議）

- 1 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 委員が会議に出席できないときは、当該委員の所属する組織から代理人を出席させることができる。
- 3 会議は、委員および代理人の過半数の出席をもって成立する。
- 4 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。
- 5 緊急の必要があり会議を招集できない場合、又はその他やむを得ない理由がある場合は、議事の概要を記載した書面又は電子文書を回付して委員の賛否を問い、会議に代えることができる。この場合においても、結果は速やかに議事録として作成・保存し、公表する。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、委員及びオブザーバー以外の者に対し、資料の提出又は会議への出席を求め、意見を聴取することができる。
- 7 会議は公開を原則とし、議事録は作成・保存のうえ、個人情報その他非開示情報を除き公表する。

第7条（部会）

- 1 第3条に掲げる事業に関し、専門的又は地域的な調査・検討を行うため、必要に応じて部会を設置することができる。
- 2 部会の組織、運営及び権限その他必要な事項は、協議会の議決により定める。

第8条（事務局）

- 1 協議会の事務局は、南砺市市民協働部市民協働課に置く。
- 2 実証事業に直接関わる安全管理、環境測定、その他の実務は、事業者が主体的に実施し、その結果を事務局に報告する。
- 3 住民周知、問い合わせの一次窓口は事務局が担い、重大案件又は継続案件は協議会に報告し、必要な是正措置を審議・決定する。

第9条（情報公開及び住民対応）

- 1 協議会は、実証事業に関する主要情報（運転状況、事故・トラブル発生時の対応、改善措置等）を、定期的に公表する。
- 2 協議会は、必要に応じて住民説明会を開催し、説明資料および質疑応答の要旨を公開する。
- 3 個人情報、営業秘密、セキュリティ上の機微情報は、関係法令に基づき適切に取り扱う。

第10条（事故等への対応）

- 1 事業者は、事故等が発生した場合、直ちに必要な安全確保措置を講じ、事務局へ報告する。
- 2 事務局は、報告を受けたときは、協議会に付議し、原因究明、再発防止、住民説明等の措置を協議・決定する。
- 3 人身・環境に重大な影響を及ぼすおそれがある場合は、関係行政機関への報告・連絡を速やかに行う。

第11条（雑則）

- 1 本規約に定めのない事項又は細目は、協議会の議決により定める。
- 2 会長が単独で細則を定めることはできない。

第12条（規約の改正及び解散）

- 1 本規約の改正は、委員の3分の2以上の賛成により行う。
- 2 協議会の解散は、実証事業の終了又は目的の達成若しくは継続の必要がなくなったときに協議会の議決により行う。

附 則

- 1 本規約は、令和7年10月10日から施行する。
- 2 本規約は、令和8年5月21日から一部改正し施行する。

別表1(委員名簿)

1 地域代表

No.	所属団体名	役職
1	東太美地域づくり協議会	会長
2	南山田地域づくり協議会	会長
3	西原自治会	区長
4	南原自治会	区長
5	京塚自治会	区長
6	大西自治会	会長
7	大西自治会	区長
8	立野原西地区管理委員会	委員長

2 事業者

No.	所属団体名	役職
1	株式会社 BIOTECHWORKS-H2	代表取締役
2	株式会社 BIOTECHWORKS-H2	取締役

3 事務局

No.	所属団体名	役職
1	南砺市市民協働部市民協働課	課長
2	南砺市市民協働部市民協働課	係長
3	南砺市市民協働部市民協働課	主事

備考 本別表に掲げる委員のほか、協議会の議決により学識経験者等を委嘱できる(第4条第2項)。